消火、排煙又は災害報知設備及び格納式避難設備	八
エヤーカーテン又はドアー自動開閉設備	一二
アーケード又は日よけ設備	
主として金属製のもの	一五
その他のもの	八
店用簡易装備	三
可動間仕切り	
簡易なもの	三
その他のもの	一五
前掲のもの以外のもの及び前掲の区分によらないもの	
主として金属製のもの	一八
その他のもの	一〇
構築物	
発電用又は送配電用のもの	
小水力発電用のもの（農山漁村電気導入促進法（昭和二十七年法律第三百五十八号）に基づき建設したものに限る。）	三〇
その他の水力発電用のもの（貯水池、調整池及び水路に限る。）	五七
汽力発電用のもの（岩壁、さん橋、堤防、防波堤、煙突、その他汽力発電用のものをいう。）	四一
送電用のもの	
地中電線路	二五
塔、柱、がい子、送電線、地線及び添加電話線	三六
配電用のもの	
鉄塔及び鉄柱	五〇
鉄筋コンクリート柱	四二
木柱	一五
配電線	三〇
引込線	二〇
添架電話線	三〇
地中電線路	二五
電気通信事業用のもの	
通信ケーブル	
光ファイバー製のもの	一〇
その他のもの	一三
地中電線路	二七
その他の線路設備	二一
放送用又は無線通信用のもの	
鉄塔及び鉄柱	
円筒空中線式のもの	三〇
その他のもの	四〇

鉄筋コンクリート柱	
木塔及び木柱	
アンテナ	
接地線及び放送用配線	四二
	一〇
	一〇
	一〇
広告用のもの	
金属造のもの	二〇
その他のもの	一〇
緑化施設及び庭園	
工場緑化施設	七
その他の緑化施設及び庭園（工場緑化施設に含まれるものを除く。）	二〇
舗装道路及び舗装路面	
コンクリート敷、ブロック敷、れんが敷又は石敷のもの	一五
アスファルト敷又は木れんが敷のもの	一〇
ビチューマルス敷のもの	三
鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造のもの（前掲のものを除く。）	
水道用ダム	八〇
トンネル	七五
橋	六〇
岸壁、さん橋、防壁（爆発物用のものを除く。）、堤防、防波堤、塔、やぐら、上水道、水そう及び用水用ダム	五〇
乾ドツク	四五
サイロ	三五
下水道、煙突及び焼却炉	三五
高架道路、製塩用ちんでん池、飼育場及びへい	三〇
爆発物用防壁及び防油堤	二五
造船台	二四
放射性同位元素の放射線を直接受けるもの	一五
その他のもの	六〇
コンクリート造又はコンクリートブロツク造のもの（前掲のものを除く。）	
やぐら及び用水池	四〇
サイロ	三四
岸壁、さん橋、防壁（爆発物用のものを除く。）、堤防、防波堤、トンネル、上水道及び水そう	三〇
下水道、飼育場及びへい	一五
爆発物用防壁	一三
引湯管	一〇
鉱業用廃石捨場	五
その他のもの	四〇